

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件

茨城国民年金 事案 726

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が申請免除とされていた。45 年 10 月から 47 年 3 月までの保険料については、私が保険料の領収書を保管していたため、納付記録が納付済みに訂正されたが、申立期間については、領収書が無い^{ため}納付の事実を認めてもらえなかった。

申立期間の保険料については、申請免除の手続を行っておらず、私が夫婦二人分を^集金により納付していた。

このため、申立期間について、申請免除期間とされ、保険料が未納とされていることに納得^がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）と A 市役所が管理する国民年金被保険者名簿との間で納付記録に齟齬^{そご}が生じていることから、行政側の申立人に係る台帳管理が適正に行われていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料に係る申請免除の手続を行っていないと主張しており、事実、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日から、昭和 45 年 8 月ごろと考えられ、この時点では、申立期間のうちの同年 4 月から同年 6 月までの期間については、さかのぼって免除の承認期間とすることはできないことから、行政側の申立人に係る事務処理及び記録管理が適正に行われていなかったものと考えられ、申立人の主張には信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立人の夫は、申立期間
当時にB業として働いており、申立期間の前後において生活状況に大きな
変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な
問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月

昭和 49 年 2 月ごろ、近所の知人から国民年金の任意加入のことを聞き、同年 3 月 12 日に A 市役所において国民年金の任意加入に係る手続を行い、併せて、保険料を納付し、国民年金手帳も渡された。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、昭和 49 年 3 月に国民年金に加入して以降、申立期間及び国民年金 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間については申立人が国民年金の任意加入に係る手続を行った月であり、申立人は、翌月の昭和 49 年 4 月以降の保険料をすべて現年度納付していることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変化は無く、申立人の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月27日から同年8月10日まで

私は、申立期間当時、B自治体にあったA社のC事業所において、昭和37年8月22日から同社D支社へ転属する41年8月10日までの間、継続して勤務していたと記憶している。

給与明細、源泉徴収票などの保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間の給与についても厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が管理する申立人に係る人事記録の写し及び雇用保険の加入記録により、昭和18年に採用されてから56年に退職するまで同社に継続して勤務し、41年8月10日付けで同社C事業所から同社D支社に異動したことが確認できる。

また、A社から、申立期間当時、各支社ごとに社会保険に加入し、届出事務等を行っていたが、給与計算及び給与からの社会保険料控除については本部で一括して行っていた旨の回答が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和41年6月の標準報酬等級により、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は不明と主張しているものの、申立期間に係るA社の複数の同僚に係る厚生年金保険の記録においても、同様のケースが確認できること

から、申立人が同社C事業所から同社D支社に異動した際も、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立てに係る事業所（A社）は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和57年8月23日から同年9月1日までの記録が無かった旨の回答を受けた。57年8月22日に、それまで勤務していたA社に隣接するB社が廃業となったため、その後もA社において、引き続き薬剤師として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月5日にB社に入社し、58年5月15日まで同社において薬剤師として勤務していたとしているところ、社会保険事務所では、57年4月5日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月23日に同資格を喪失後、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日に同社において同資格を取得し、58年5月16日に同資格を喪失している。

しかし、同僚の証言により、申立期間当時、申立人の勤務内容等に変更は無く、継続して薬剤師として勤務していたことが認められ、雇用保険の記録では、A社が雇用保険の適用事業所となった昭和57年8月23日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、両事業所の事業主は同一であるため、この点について同僚に照会したところ、複数の者からは、i) B社は、A社の院外薬局であり、その所在地も同社に近接していたこと、ii) 従業員は業務上

も頻繁に両事業所を往来していた旨の証言が得られたことから、B社とA社は実質的に同一の事業所であったと推認できる。

さらに、社会保険事務所が管理するB社及びA社の厚生年金保険被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前であり、かつ、B社が適用事業所に該当しなくなった昭和57年8月23日までの期間については、A社に勤務していた従業員は、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、A社が適用事業所となった同年9月1日以降については、B社に勤務する従業員もA社において同資格を取得していることが確認できる。これらのことから、事業主は、57年8月23日まではB社のみを厚生年金保険の適用事業所として届け、同日まではB社に勤務する従業員だけでなく、A社に勤務する従業員もB社において厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出を行っており、同年9月1日以降については、A社のみを適用事業所とし、B社に勤務する従業員もA社において同資格の取得及び喪失等の届出を行っていたことが推認できる。

加えて、両事業所における複数の同僚からは、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和57年8月23日の前後を通じて、両事業所における給与計算等の事務については、一人の担当者がまとめて行っていた旨の証言が得られていることから、同年8月分についてのみ事業主が申立人の給与より厚生年金保険料を控除しなかったとは考え難い。

また、B社が昭和57年8月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったため、A社において同年9月1日に厚生年金保険の適用を受けることとなった者が19人存在し、このうち、B社が適用事業所に該当しなくなった同年8月23日より前からA社に実際に勤務していた者が11人ないし12人存在した旨について、同僚の証言が得られたことから、申立期間におけるA社については、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人がA社において昭和57年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者原票により、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間当時の関係書類が残存していないため、不明としているが、事業主は、申立人の申立期間においてA社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っておらず、昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、これより前に厚生年金保険被保険者資格取得届が社会保険事務所に提出されることは考え難いことから、事業所は申立てどおりの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、平成3年10月及び同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が平成3年10月及び同年11月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から同年12月29日まで

社会保険事務所に平成3年5月1日から同年12月29日まで勤務していたA社における標準報酬月額について照会したところ、手元の給与明細の給与支給額と大きく相違している記録となっていることが判明した。特に、平成3年10月及び同年11月の標準報酬月額記録については、給与明細の保険料控除額に見合った額になっていないので、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成3年3月分から4年1月分までの給与明細書により、毎月、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額により、平成3年10月及び同年11月については22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業所は既に廃業により存在しない上、申立期間当時の事業主は既に他界しているところ、申立期間当時のA社における社会保険担

当者からは、自身の事務処理に誤りがあった可能性があるとする旨の証言が得られたことから、事業主は給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額（22 万円）を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月22日から同年3月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和47年2月22日から同年3月21日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和42年3月13日に入社してから平成20年7月31日に退職するまでA社において継続して勤務していた。給与明細、源泉徴収票などの厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いものの、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社が管理する経歴台帳の記録及び雇用保険の加入記録により、入社してから退職するまでA社に継続して勤務し、昭和47年2月22日付けで同社D支店から同社E出張所（当時。その後、A社C支店に名称変更。）に異動したことが確認できる。

また、B社からは、A社に勤務していたのであれば、当然、社会保険に加入し、社会保険料を全社員一律に給与から控除していた旨の回答が得られたことから判断すると、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所に管理する申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和47年3月21日の資格取得時の記録により、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業所は納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間に係るA社C支店の複数の同僚に係る厚生年金保険の記録においても、同様のケースが確認できることから、申立人が同社D支店から同社E出張所に異動した際も、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出が適切に行われていなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年10月までの期間、同年11月から49年3月までの期間、同年4月から50年10月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から47年10月まで
② 昭和47年11月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から50年10月まで
④ 昭和50年11月

私が20歳になった昭和44年に、父が、国民年金の加入手続を行い、母が、納税組合を通じて各申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料も納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、昭和44年に国民年金の加入手続を行い、その母が、各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、51年4月1日と考えられ、申立期間②及び③については厚生年金保険被保険者資格を有している上、各申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人は、各申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、その母が、各申立期間の保険料を納付したと主張しているが、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から53年3月まで

私は、申立期間当時、住み込みで勤務しており、国民年金保険料については、定期的に徴収に来たA市役所の職員に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金に来たA市役所職員を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時のA市役所では、国民健康保険料の収納員は存在したものの、国民年金保険料の収納員は存在しなかったことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも複数の保険料の未納期間があるなど、保険料の納付意識が高いとは言い難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 2 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 54 年 4 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

父が、昭和 54 年 4 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も一括して納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月 1 日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その父が、昭和 54 年 4 月に A 市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、「B」となるべきであるにもかかわらず、C 社会保険事務所管内の市町村に払い出される「D」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明

である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 3 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、母が、私の将来を考えて平成 3 年 5 月ないし 6 月に A 市役所においてまとめて現金で約 15 万円を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の加入者の国民年金手帳記号番号から、平成 3 年 6 月 13 日以降と考えられ、この時点では、申立期間のうち、2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金の任意加入対象者である大学生であったため、さかのぼって保険料を納付することができない。

また、申立人は、その母が平成 3 年 5 月ないし 6 月に A 市役所において申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は、当時、B 市に居住しており、事実、申立人に係る国民年金手帳記号については C 社会保険事務所管内の市町村に払い出された「D」であり、平成 3 年度の納付書も B 市役所において 3 年 7 月に発行され、保険料が同年 12 月に銀行において納付されたことが確認できることから、申立期間の保険料のみを A 市役所において納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、その母が申立期間の保険料を納付したと主張してい

るが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 732 (事案 333 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 53 年 6 月まで

私は、昭和 53 年の夏ごろ、特例納付制度について知り、A 町役場 (当時) 国民年金課の窓口において国民年金の加入手続を行い、併せて申立期間の保険料 40 数万円を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が昭和 53 年 7 月 5 日に国民年金に任意加入しているところ、この時点では、任意加入者であるため、申立期間のうち、47 年 3 月から 53 年 6 月までの期間においては厚生年金保険被保険者との婚姻 (昭和 47 年 3 月) による合算対象期間 (カラ期間) であることから、制度上さかのぼって保険料を納付することはできず、申立人が主張する納付金額とも一致しないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の保険料を A 町役場の国民年金課の窓口において特例納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から44年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

私は、昭和43年に会社を辞め、親に勧められて、同年2月ごろにA市役所B支所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。両申立期間の保険料については、納税組合を通じて妻の保険料と一緒に納付しており、両申立期間について妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和43年2月ごろ、その親の勧めにより、A市役所B支所において国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて両申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、46年11月と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立期間②の一部については過年度保険料となり、通常、日本銀行歳入代理店に指定されている金融機関において納付するのが一般的であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、昭和44年4月から45年3月までの保険料を47年3月に過年度納付したことが申立人に係る国民年金被保険者台帳により確認できることから、この時点では、申立期間①の保険料を納付することがで

きなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、納税組合を通じて両申立期間の保険料を納付したと主張しているが、国民年金の加入時期、納付金額等について申立人の記憶が不確かであるため、両申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 4 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月まで
③ 昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に季節労働者として勤務していた昭和 41 年 10 月から 42 年 4 月までの期間、同年 10 月から 43 年 4 月までの期間及び 44 年 10 月から同年 12 月までの期間並びにB社（現在は、C社）D支社に季節労働者として勤務していた 43 年 10 月から 44 年 4 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。A社については初めて就職した会社であり、B社については公共職業安定所の紹介で就職した会社である。両社とも同僚が健康保険証で治療を受けていた記憶があり、自分も健康保険証を持っていたはずであるので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びB社D支社に勤務していた各申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、各申立期間に係るA社及びB社D支社における申立人の雇用保険被保険者記録はいずれも無い旨の回答があった。

2 A社に係る申立期間①、②及び④について、各申立期間当時に人事担当者として同社に勤務した者に照会したところ、申立人と同様にE県から来た季節労働者を数多く採用していた旨の証言が得られたものの、季節労働者については、雇用保険のみに加入させ、健康保険及び厚生年金保険には加入させず、国民健康保険に加入していることを確認した上で採用してい

た旨の証言が得られた。

- 3 A社に係る申立期間①及び②については、社会保険庁の記録において「F」を検索したところ、申立人が申立期間①及び②当時に勤務したと主張するG区にはA社の事業所は2社該当した。このうちの1社（整理番号H）については、申立期間①及び②当時に同社に勤務した者の証言により、I部門であることが判明し、申立人が主張する業務内容とは異なることから、申立人が勤務した事業所とは考え難い。残る1社（整理番号J）についても、申立期間①及び②に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。
また、申立人が名前を挙げた同僚7人（このうちの4人は申立人と同郷の季節労働者）について、申立人が正社員であったとしている3人についてはA社（整理番号I）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されていることが確認できるものの、申立人と同郷の季節労働者であるとしている4人については、氏名及び当時の年齢から、申立期間①及び②当時の同社の同名簿上に同一人物と考えられる者は見当たらない。
さらに、申立期間①及び②当時にA社（整理番号J）に勤務した同僚11人に照会したものの、回答が得られた5人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言が得られなかった。
- 4 A社に係る申立期間④について、上記2の人事担当者からは、昭和44年3月から、A社の社会保険の適用関係については、K自治体にあった本社において一括して行われており、申立人が勤務したと主張するL支社についても本社において適用されていた旨の証言が得られているところ、申立期間④に係る社会保険事務所が管理するA社（整理番号M）の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。
また、申立人が名前を挙げた申立人と同じ季節労働者であるとする同僚2人についても、当時の年齢から、申立期間④当時におけるA社（整理番号L）の厚生年金保険被保険者名簿には、同一人物と考えられる者は見当たらない。
さらに、申立期間④当時にA社（整理番号M）に勤務していた同僚10人に照会したものの、回答が得られた4人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。
- 5 B社D支社に係る申立期間③当時の社会保険の取扱いについて、C社に照会したものの、当時の記録は残存しておらず、不明である旨の回答であった。
また、社会保険事務所が管理するB社D支社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間③当時にC社労務課の課長代理であった者に当時の社会保険の取扱いについて照会したところ、季節労働者については雇用保険のみに加入させ、医療保険については国民健康保険に加入させており、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかったと思料されるとする旨の証言が得られた。

加えて、申立期間③当時にB社D支社に勤務していた同僚8人に照会したところ、回答が得られた3人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言が得られなかった。

また、社会保険事務所が管理するB社D支社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名字のみを挙げた申立人と同じ季節労働者であったとする同僚4人については、申立人がB社D支社に勤務していたと主張する昭和43年10月から44年4月までの期間及びその前の2か月間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中には、申立人が主張する当時の年齢に近く、秋から春にかけてのみ同資格を有する者は存在しない。

6 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 21 日まで
② 昭和 41 年 9 月 22 日から 42 年 5 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 21 日までの期間及びB社に勤務していた同年 9 月 22 日から 42 年 5 月 30 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係るA社及びB社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているところ、B社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人以外に「脱」の表示がある者は申立人の健康保険整理番号の前後の女性 27 人中一人であり、その一人についても脱退手当金の支給記録があることが確認でき、残りの者については、同原票に「脱」の表示が無く、脱退手当金の支給記録も無い。

また、脱退手当金が支給済みとなっているA社及びB社に係る両申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無い上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和 42 年 12 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間②当時のB社における取締役及び厚生年金保険被保険者原票に「脱」表示がある者に照会したものの、脱退手当金の取扱いについて具体的な証言が得られず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 1 日から 29 年 3 月 2 日まで
② 昭和 30 年 4 月 10 日から同年 4 月 30 日まで
③ 昭和 35 年 1 月 1 日から 39 年 7 月 10 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 10 日から同年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 27 年 10 月 1 日から 29 年 3 月 2 日までの期間及び 30 年 4 月 10 日から同年 4 月 30 日までの期間並びに B社に勤務していた 35 年 1 月 1 日から 39 年 7 月 10 日までの期間及び 40 年 3 月 10 日から同年 3 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

どちらの事業所においても間違いなく勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びB社に勤務していた各申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①及び②当時におけるA社の事業主は、既に他界しており、その妻に申立人に係る申立期間①及び②当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したものの、当時の資料が残存していないため、確認できない旨の回答であった。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 29 年 3 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30 年 4 月 10 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において申立期間①内の 28 年 10 月に標準報酬月額
の定時決定が行われたことが確認できることから、申立人の記録のみ欠落

したものとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②当時にA社に勤務していた元事業主の妻を含む同僚3人に照会したところ、そのうちの一人からは、申立人が期間は不明であるが勤務していた旨の証言が得られたものの、他の二人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言が得られなかった。

- 3 B社の代表取締役等に申立期間③及び④当時における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したものの、当時の資料が残存していないため、確認できない旨の回答であった。

また、申立期間③及び④当時におけるB社の代表取締役等に申立人に係る申立期間③及び④当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したところ、「申立人が勤務していたことは間違いないが短期間で退職したと記憶しており、勤務期間までは定かではない。」とする旨及び、平成20年5月ごろに申立人と直接話をした際に、「申立人は、申立内容について会社の説明により納得した。」とする旨の証言が得られた。

さらに、社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和39年7月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年3月10日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同社の同厚生年金保険被保険者原票では、他者の記録において申立期間③内の35年から38年までの毎年10月に標準報酬月額額の定時決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間③内の昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、36年4月から39年6月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間③及び④当時にB社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれの者からも申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 このほか、各申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月28日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成8年2月28日から同年7月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。A社には、平成7年1月3日から11年10月9日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び臨時社員として雇用していた旨の当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の厚生年金保険料として、当初一括で20万円ないし25万円を事業所に支払った旨陳述していたところ、後に毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたとその主張を変えた上、申立人から提出された平成8年分の源泉徴収票において、「社会保険料等の金額」として計上されている金額は5万7,131円であり、この金額は当時の健康保険料率及び厚生年金保険料率を前提として、源泉徴収票に記載された給与の支給額から計算した金額よりも大幅に下回っていることから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界しているものの、同僚からは、「申立人は、勤務中に証券会社に行き、長時間にわたり職務を懈怠していたため、解雇されたものの、しばらくしてから申立人が改心した旨を述べ、臨時の就労を申し出たことにより、臨時社員として再雇用されたものの、社会保険には臨時社員であったため加入していなかった。その後、申立人から社会保険への加入を希望する旨の申出がなされたため、再度、社会保険に加入することになった。」とする旨の証言が得られた。

加えて、A社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報

酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人は、平成7年1月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、8年2月28日に同資格を喪失していることが確認でき、その後、再度、同社に勤務した際には、同年7月1日に同資格を取得し、11年10月9日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、申立期間当時のA社における同僚6人に照会したところ、回答が得られた4人のうち、3人からは、申立人が申立期間当時に同社に勤務していた旨、一人からは、申立人が申立期間当時に同社にパート勤務であった旨の証言が得られたが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和40年1月から41年4月までの加入記録が無かった旨の回答を受けた。A社では、給料については毎月厚生年金保険料が差し引かれた残金を女性事務員より渡されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、A社が厚生年金保険の適用を受けなくなった当時の事業主に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、申立期間同時にA社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚について、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人が名字のみを記憶している同僚5人のうち、現場の指導者であったとする者一人については、同原票には名前が見当たらず、夫婦及び娘の3人で業務を行っていたとしている者については、その妻及び娘と思われる者の名前が同原票には見当たらないことから、申立期間当時のA社では、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入さ

せる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月11日から22年10月20日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和21年12月11日から22年10月20日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社B支店では、正社員として勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社B支店に勤務していたことは、申立人から提出された在籍証明書、同社が保管する人事関係資料及び当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、申立期間当時にA社B支店に勤務していた6人の同僚（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった上、このうちの3人からは、厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から同社に勤務していた旨の証言が得られたことから、申立期間当時の同社では、採用時には厚生年金保険に加入させない取扱いであった事情がうかがえ、事実、申立人が同時期に入社したとする同僚一人については、同社において申立期間よりも後の昭和22年12月1日に同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年ごろから 55 年ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 52 年ごろから 55 年ごろまでの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、A社には間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立期間当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社は、昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、昭和 52 年から同日までの期間に係る社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金加入日を調査したところ、申立人は、昭和 51 年 11 月 8 日又は同年 11 月 9 日に国民年金に加入したと考えられ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間を含む同年 6 月から 62 年 8 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の期間も含め申立期間当社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立期間当社に勤務していたその長男に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月15日から同年11月1日まで
② 昭和27年12月1日から28年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和27年10月15日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から28年4月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和26年11月1日から39年2月11日までA社に継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が勤務していたとする「A社」及びその類似名称による厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、申立人は、社会保険事務所が管理する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和27年11月1日から同年12月1日までの期間についてはB共済組合C部（現在は、D共済組合。）において、28年4月1日から31年12月1日までの期間についてはE社（現在は、F社。）において、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる。

2 D共済組合に照会したところ、両申立期間当時、「A社」については、同組合が経営しており、実際の運営をF社に全面委託していた旨の回答が得られたものの、「A社」勤務の従業員の厚生年金保険の適用、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間①当時にB共済組合C部に勤務していた複数の同僚に照

会したところ、5人から回答が得られ、このうちの一人からは当時は試用期間があった旨の回答が得られたものの、この5人はいずれも「A社」には勤務しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記の5人のうちの二人の年金記録について、本人が採用されたとする時期と社会保険庁のオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日との間に3か月の相違がみられることから、申立期間①当時のB共済組合においては、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

3 F社に照会したものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について、具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間②当時のF社における年金記録については、現在、G社において保管されている旨の情報が得られたことから、同社に照会したものの、昭和62年以降の記録しか保管していない旨の回答であり、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する情報を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②当時、「A社」に勤務し、E社において厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会した結果、回答が得られた二人からは、申立人が申立期間②当時に「A社」に勤務していた旨の証言が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人と同様に、B共済組合C部及びE社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は3人（このうちの一人は申立人が名前を挙げた「A社」の同僚）おり、その全員が申立人と同じ昭和27年12月1日にB共済組合C部において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、4か月の未加入期間を経てE社において同資格を28年4月1日に取得していることから、事業主は何らかの事情により、B共済組合C部における申立人に係る同資格の喪失届を社会保険事務所に提出後、E社において再び同資格の取得届を提出したことがうかがえる。

4 このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月から24年8月17日まで
② 昭和32年4月1日から同年10月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和23年6月から24年8月17日までの期間及びB社（後にC社に社名変更。）に勤務していた32年4月1日から32年10月30日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。両社に勤務していたことは間違いのないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びB社に勤務していた両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録により、申立人が所在していたと主張するD区内において、「A社」を検索したものの、該当する事業所は無い。

また、社会保険事務所の記録により、E自治体内に「A社」という名称の事業所が2社該当したものの、この2社に係る社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票には、申立人及び申立人が主張する同僚の名前は無い。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主、同僚及び総務事務担当者の名字しか記憶しておらず、その連絡先も不明であるため、当時の状況について証言を得ることができない。

3 申立期間②に係る社会保険事務所が管理するB社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られな

いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和44年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時のB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者で連絡先が確認できた複数の者に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 15 日から同年 4 月 15 日まで
② 昭和 31 年 6 月 16 日から同年 8 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 31 年 3 月 15 日から同年 4 月 15 日までの期間及び同年 6 月 16 日から同年 8 月 30 日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。A社では溶接の仕事を担当し、事業主より、C社に外向して技術を習得するよう指示され、溶接実習終了後に復職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた両申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、両申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、両申立期間当時の同僚の名前を記憶していない上、両申立期間同時にA社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

加えて、両申立期間当時の事業主は既に他界している上、B社設立時の取締役及び同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時の取締役に照会したものの、連絡が取れず証言を得ることができない。

また、申立人は、両申立期間当時のA社の従業員数が16人であったと主張しているものの、申立期間①当時の同社における厚生年金保険被保険者が3人、申立期間②当時の同社における同被保険者が6人であったことがそれぞれ確認できることから、両申立期間当時の同社では、半数以上の従業員が厚生年金保険に加入していなかった事情がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 8 月 12 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 8 月 12 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、中学校を卒業後、すぐにA社に勤めたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務は確認できず、申立てどおりの資格取得・喪失の届出の有無及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付は不明である旨の回答であった。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、昭和 28 年 8 月 12 日となっており、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る同資格の取得日と一致している。

加えて、申立人に、厚生年金保険被保険者証の資格取得日について確認したところ、「この日に正社員になったと思う。その前の期間については、社長が手続をしなかったのかもしれない。」とする旨の回答であった。

また、申立人が名前を挙げた同僚 13 人のうち、6 人から回答が得られたが、このうちの 4 人については申立期間当初からA社に勤務しておらず、他の二人からは、申立人が申立期間当時に同社に勤務していた旨の証言が得られたものの、厚生年金保険の適用に関する具体的な証言が得られなかった。

さらに、申立期間当初からA社に勤務していた同僚二人及び申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得した3人に照会したところ、申立人と同一日に同資格を取得した同僚の一人からは、「私は、昭和 28 年 4 月 1 日に

入社し、見習期間が3か月あり、手続が遅れ資格取得が同年8月になったと思う。申立人とは当初、同じ仕事をしていた。」とする旨の証言が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同一日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚からは、見習期間が3か月ないし6か月程度あった旨の証言が得られたことから、申立期間当時の同社においては、試用期間が存在したものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月ごろから 39 年 10 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A 区に所在していた B 社に勤務していた昭和 38 年 2 月ごろから 39 年 10 月ごろまでの記録が無かった旨の回答を受けた。私は、18 歳になった昭和 38 年に、B 社に入社し、市場への運搬、運転手の手伝いの業務に従事していた。事実が確認できるものはないが、給与から社会保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が時期は不明ながら B 社に勤務していたことは、申立人から提出された社内旅行の写真により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が所在していたと主張する A 区内において、「B 社」について検索したものの、該当する事業所は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、C 県内に「D 社」という名称の事業所が 1 社該当したものの、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られない上、同社に照会したものの、申立人の主張する所在地において事業を行ったことがない旨の回答であった。

加えて、申立人は、申立期間当時の事業主について、名字しか記憶しておらず、連絡先も記憶していない上、当時の同僚として名前を挙げた 7 人のうち、連絡先が確認できた一人に照会したものの、回答が得られず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、平成 9 年 4 月 1 日に E 町役場（当時）において、年金記録を照会した際、同町役場の職員から、パソコン上に B 社の記録がある旨の

回答を受け、また、厚生年金保険手帳記号番号「F」によりB社の会社名が記録されていることを確認したと主張しているが、社会保険事務所の記録を調査したところ、厚生年金保険手帳記号番号「F」により管理されている事業所は、G社（加入期間：昭和35年4月1日から36年10月4日まで）及びH社（加入期間：昭和36年11月6日から38年2月2日まで）の2事業所であり、B社については記録されていないことが確認できる。

さらに、申立人が記録を確認したと主張する平成9年4月1日時点では、既にすべての記録がオンライン上で管理されていたことから、紙台帳の記録からオンライン記録に移行する際に転記ミスが起こったものとは考え難い。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号「F」については、平成12年1月6日に、基礎年金番号（「I」）に統合され、厚生年金保険手帳記号番号「F」によって管理された記録はすべて基礎年金番号に統合されていることが、社会保険庁の記録により確認できる。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るB社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 27 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、27 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 28 日まで A 社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、新たに昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた同僚からは、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった上、昭和 33 年 3 月から同社に勤務していたものの、勤務当初から厚生年金保険に加入していなかったことを承知していた旨の証言が得られ、事実、この同僚は、社会保険事務所が管理する厚生年金保険記号番号払出簿により、勤務当初は厚生年金保険に加入しておらず、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 9 月 26 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 9 月 26
日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引
き下げられていることが判明した。平成 8 年の夏から秋にかけて、滞納保
険料の件で数回社会保険事務所に相談した際、標準報酬月額を引き下げて
保険料に充てると言われ、やむを得ず了解したものであり、この処理には
納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金
保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 9 月 26 日より後の日付である
8 年 12 月 4 日に、6 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの標準報酬月額は 53
万円から 8 万円に、同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの標準報酬月額は
53 万円から 8 万円に、同年 11 月 1 日から 7 年 9 月 26 日までの標準報酬月額
は 59 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われている
ことが確認できる。

一方、A社の商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当
時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞
納保険料の整理の交渉をするため数回社会保険事務所を訪れた際、申立人の
標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、保険料の滞納を解消する旨
の指示を受け、やむなく了解して標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届
出を行ったと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下
げ訂正されることについて承服していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額
処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申
立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めるこ
とはできない。